Osaka University Knowledge Archive

Title	「土地調査事業」としての査田定産工作 : 解放後の南京市郊外を例に[要旨]
Author(s)	山本, 一
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2014, 5, p. 58-67
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60273
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

報告 4

「土地調査事業」としての査田定産工作 [1]
——解放後の南京市郊外を例に——［要旨］

山本 一

はじめに

中国共産党は「耕者其有田」をスローガンに、農民へ土地を均等に分配するため土地改革を実施した。土地改革において階級闘争が広く行われたことは周知であるが、政府としては農業税を確定し、農民の税負担を均等にすることが急務であった。そのため「査田定産工作」という政策が実施された。

査田定産工作とは、担税の均衡化と税収の増加を目指す農業税政策であり、査田とは農業税額の決定に関わる耕地面積調査、定産とは平年収量の評定をそれぞれ意味している[2]。当該工作は、中華人民共和国建国以前の「老解放区」において一部実施されていたが、全国的に展開されたのは1950～53年であった。建国後の査田定産工作については、［黄2006］と［松村 2007］があるが、農村レベルでどのような工作が実施されたのかという、具体的な像を結べるような論及はなされていない。本報告は、解放後の南京市郊外を例に、査田定産工作の具体的な作業工程を復元し、本科研課題である土地調査事業として見た場合、どのように比較することが可能かを試みるものである。

１．南京市郊区における査田定産工作

南京市の第 11 区（現在の雨花台区）では 1950 年に 1 回目の査田定産工作が行われ、1952 年 7 月 30 日から 2 回目の査田定産工作が実験的に始まり、8 月 17 日から全面展開され、9 月 7 日に終了した[3]。つまり、南京市郊区においては、2 回の査田定産工作が行われたのであるが、その理由は、1 回目の査田定産工作の結果を受け、査田工作は問題ないが、定産工作においては等級の不統一による不公平な情況が存在するため、定産工作を中心とした査田定産工作を再度行う必要があったからだと、南京市政府が述べている[4]。そこで本稿では、1950 年に実施されたものを「第 1 次査田定産工作」、1952 年のものを「第 2 次査田定産工作」と便宜上呼び、後者について検討することにしたい。

南京市郊区における第 2 次査田定産工作（定産工作が中心）の工程について確認したい。まず 1952 年 9 月に作成された「工作報告」では、市レベルにおいて、1952 年 7 月上旬から準備工作が行われ、つぎに 8 月 17 日に郷レベルに引き継がれたとある[5]。そして 7 月中

---

[1] 本報告内容は、学術雑誌への投稿を予定しているため、本ニューズレターでは要旨のみを記す。
[2] 松村 2007、p. 75。
[3] 江蘇省南京市雨花台区土地管理志編纂委員会編『南京市雨花台区土地管理志』北京、方志出版社、1999。
[4] 「南京市査田定産実施方案（草案）」（1952 年 7 月中旬作成）【5054-2-46、p. 52】。本稿で使用する档案史料は末尾に示している。引用に際しては档案番号と頁数のみ記す。
[5] 「南京市郊区査田定産工作報告」（1952 年 9 月初作成と思われる）【5054-2-46、pp. 53-57】。この工作報告は、註 6 所掲の文書のあとに追加されたものであり、頁数が錯綜しているが、原文に附された頁数をそのまま使用する。また郷レベルに引き継がれたあとの工作状況は記されていない。

旬に作成された「実施方案」では、8月末～9月に市レベルで、郷からの報告・資料をもとに調整等を行い、農業税を確定させるとされている[6]。つまり、市より下の郷レベルでは 8月 17 日から 8 月末もしくは 9 月初にかけての約 2 週間という短期間で、第 2 次査田定産工作が行われたと考えられる。以下ではまず南京市郊区第 8 区を例に、第 2 次査田定産工作の郷（村）レベルにおける情況を復元したい。

南京市郊区第 8 区は南京城区の北に位置し、現在の栖霞区の西部と下関区の東部にあたる。第 8 区では、江北地区（＝八卦洲）、江南地区（＝八卦洲の南の対岸。城区の北）に分かれて第 2 次査田定産工作が行われた。江北地区（八卦洲）には、上壩・下壩・中橋・巽離・七里の 5 郷が、江南地区には邁皋橋・小市・吉祥・大廟・堯化門・燕子磯・笆斗山・籐子・興武・萬寿の 10 郷（燕子磯は鎮）がそれぞれ存在した。第 8 区の第 2 次査田定産工作に関する档案[7]によれば、郷・村レベルでの第 2 次査田定産工作は、以下のような工程で行われた。

①各郷で準備工作・宣伝活動、村の幹部に意義を伝達（土地証を発給）。
②モデル村を設定し、代表的な一区画の土地を選定して土地の等級を定める（＝「抽塊帰等」）。
③「絵図画片」。
④各郷の定産方案（土地の等級の決定方法）を作成、村に伝達。
⑤郷と村、郷と郷との「聯評工作」（等級の調整）。
⑥分戸登記冊を作成。区へ送る。

まず注目に値するのは、3 の「絵図画片」、つまり絵地図の作成である。絵地図の作成は、管見の限り先行研究では触れられず、全国レベル・市レベルの档案史料にも記載されていない。各郷の中でモデル村を選び、そこから代表的な一区画の土地を選定して土地の等級を定め、その等級をもとに全郷の等級を定める際に、村と郷それぞれの絵地図が作成されたのである。本稿末に附した【図 1～4】は第 10 区（南京城区の南東）の高橋門郷において、1952 年 8 月下旬の「絵図画片」の際に使用されたと思われる手書きの地図である[8]。【図 1】は高橋門郷全体の地図であり、【図 2～4】は当該郷内の 3 つの村の地図である。村の地図は綿密な測量の形跡は無く、また彩色されているものもあり、まさに絵地図の様相を呈している。これらの地図は、「抽塊帰等」とその後の作業から考えると、まずは村ごとの地図を作成し、それをもとに郷の地図を作成したと考えられる。地図中には、各圩の土地に関して等級や土質、平年収量などが記されており、おそらくは工作隊が村で定産調査を行う際に使用したのであろう。

さて、実際に平年収量を調査する際には、①土地自然条件（地質、水利、地勢、気候、

6 「南京市郊区査田定産実施方案（草案）」（1952 年 7 月中旬作成）【5054-2-46、pp. 51-56】。
7 【8009-2-4】
8 【5054-2-70（二）、pp. 38-51】には、高橋門郷内 11 村の地図と高橋門郷全体の地図が含まれる。井西村の地図（p.42）に「1952 年 8 月二十二日」との記載有り。

風向、日当たり)、②一般経営条件（農民の土地に対する労力、畜力、肥料、耕作技術)、③作付け習慣（一般農民の作付け回数、毎年の収穫回数、作付け品種、前年の収量）という 3 つの条件から等級が定められ[9]、各郷では、土地の等級と等級間の収量の差額を記した表が作成された[10]。

次に農民の税負担を平等にするため、郷と郷、区と区の土地等級について「聯評（等級の調整)」が行われた。南京市郊区第 8 区においては、江北、江南それぞれの地区で等級の調整が行われ、その後第 8 区全体で「評比併等」、つまり土地等級と産量を定めるための聯評が行われた[11]。第 8 区は全 15 等級で、産量は最高 440 斤、最低 100 斤とされ、江北（八卦洲）の方が高い産量に設定された。

２．南京市における査田定産工作の結果

前節で見た第 2 次査田定産工作の結果は、郷から区、区から市へと送られ、最終的に市が「農業税徴収清冊」を作成し、各戸の農業税が確定された。本稿末の【表 1】は、南京市第 11 区（南京城区の西）の中にある清江郷の農業税徴収清冊である[12]。1952 年における清江郷の各戸の農業税について、戸主名、農業人口、農業収入、税率、折徴代金（納税すべき農業税額)、納付期日等が記される。これによれば農業税の算出方法は以下の様になろう。

①産量×税率＝課税糧額。産量によって税率が最高 30%、最低は「免」（免除）という累進課税が定められる[13]。

②減免数がある場合はそれをマイナスし応徴数を算出。

③応徴数×630＝折徴代金

この結果、南京市における査田定産工作後の農業税収は、郊区においては課税対象となる農地が 5,850 畝増加して 38.77 万畝となり、課税すべき収量は 2,237 万斤となった。一方市区においては、課税対象の農地は 41.67 万畝、課税すべき収量は 1,879 万斤、農業税額は 152 万元となった。1950～1952 年にかけての 2 年度分の南京全市（市区と郊区両方を含む）における農業税収は 317 万元であり、同時期の南京全市の財政収入の 3.4%になったとされる[14]。

おわりに：土地調査事業としての査田定産工作

以上、南京市の郊区における第 2 次査田定産工作が、郷（村）レベルでどのように進行したのかについての復元を行い、その結果作成された「農業税徴収清冊」を紹介した。先行研究では、中共中央は土地改革の成果を重視し、査田定産工作を中止に追いやったが、

---

[9] 南京市土地管理志編纂委員会『南京土地管理志』南京、江蘇人民出版社、1999、p. 232。

[10] 「南京市堯化門郷審査分等方案（草案）1952.8.7」【8009-2-4、p. 33】。

[11] 「南京市第八区（江南）査田定産評比併等方案　一九五二年度」【8009-2-4、p. 43】、「南京市第八区（江北）査田定産評比併等方案　一九五二年度」【8009-2-4、p. 45】、「南京市第八区江南江北評比併等等級産量対照表」（1952 年 9 月 9 日)」【8009-2-4、p. 46】。

[12] 【5054-2-69】。

[13] このような累進課税については、［李 1968、pp. 155-156］でも言及されている。

[14] 『南京土地管理志』pp. 232-233。

これは中央の政治的駆け引きの要素も多分に含まれていたことが明らかにされている［松村 2007］。査田定産工作の中止には、朝鮮戦争という国際的契機も関係していた可能性もあろう。ただ、農村へと目を向けると、国家による農村の把握（資源・農民）が進んだとされる［黄 2006］。査田定産工作が行われたことにより、土地改革と相まって、国家がより確実に農民を把握することが可能となったのではないだろうか[15]。

さて、本科研・ワークショップのテーマである土地調査事業の観点から査田定産工作を見た場合、どのように位置付けられるであろうか。まず前近代中国との関係で言えば、魚鱗図冊の作成が想起されよう。前近代中国においては、土地の把握と租税賦課のため、「前近代的」な測量を実施し、土地の情報（地目・面積等）を図として書き込み、簿冊を作成した。

いっぽう民国期の土地調査事業では、テクノクラートによる土地調査が行われ、本科研で発見したような、近代的手法による精密な地籍図が作成された。各筆の土地の面積を「正確」に算出し、価値は地価に統一して算出された。そして「最新」の登記制度が導入され、全面的な土地把握が進もうとしていた。

本報告で取り上げた査田定産工作は、工作隊が農村へ派遣されているように、中国共産党による農民を巻き込んだ農地調査といえよう。具体的な工作過程としては、宣伝工作を経て土地の清丈を行い、その後に自然条件、経営条件、作付け習慣等から毎年の平均産量を推計してから各土地（圩ごと）の等級を定め、その後に、市レベルにおいて各戸の農業税が決定される、という流れであった。1952 年の南京市郊外における第 2 次査田定産工作において作成された絵地図には、前述したように、①土地自然条件、②一般経営条件、③作付け習慣などを考慮した土地の等級や状況が記されており、定産工作における調査の方法には、地政だけでなく農政も関わっていたように推測される。また郷レベルでの定産工作は約 2 週間という短期間で完了し、民国期の資料が援用された様子も、綿密な測量が行われた形跡も無いため「前近代的」であったともいえよう[16]。以上のように、「近代化への大きな志向」という特徴を持つ民国期南京における土地調査事業と、解放後南京における査田定産工作とは一線を画す「土地調査事業」であった。

<u>主要档案史料</u>：全て南京市档案館蔵。

【5054-2-46】＝華東軍委、市財政局「関于契税工作、査田定産、農業税徴収工作等規定、総結、報告、通知」（全宗 5054、目録 2、案巻 46。1952.2.8～10.15）〔南京市人民政府財政局と華東軍政委員会財政部との間の文書〕

【5054-2-65】＝南京市査田定産委員会、財政局「関于郊区聯評与蘇南、江寧県聯評、郊区

---

[15] 山本真氏は、土地改革は農民の土地所有の平均化に寄与した一方、生産力の向上については、限定的効果しかもたらさなかったが、「党・国家権力」の基層社会への浸透に決定的意義を持ったとする［山本 2009、pp. 180-182］。

[16] また各戸の税率を累進課税とすることは、律令制下から宋代における「戸等制」を連想させるが、これについては今後の課題としたい。

査田定産典型実験方案、調査材料、統計表、実験地区農業税統計表、自然地形図」（全宗 5054、目録 2、案巻 65。1952.8～1952.10）〔南京市査田定産委員会から南京市人民政府財政局へ〕
【5054-2-69】＝「南京市第十一区清江郷一九五二年農業税徴収清冊」（全宗 5054、目録 2、案巻 69。1952）。〔南京市財政局の文書〕
【5054-2-70（二）】＝南京市財政局「一九五二年査田定産各郷鎮土地図、南京市与江寧県交界地区評産比較略図」（全宗 5054、目録 2、案巻 70（二））〔南京市財政局の文書〕
【8009-2-4】＝南京市第八区人民政府「関于査田定産工作計画、総結、定産方案、調査資料」（全宗 8009、目録 2、案巻 4。1951.6～1952.9.22）〔南京市第八区人民政府が南京市査田定産委員会（？）へ送った文書の写し〕

主要参考文献

〈邦文〉
秋山良照『中国土地改革体験記』中央公論社（中公新書 468）、1977。
天野元之助『中国の土地改革』アジア経済研究所、1962。
福地いま『私は中国の地主だった――土地改革の体験――』岩波書店（岩波新書青版 176）、1954。
松村史穂「中華人民共和国建国初期の「査田定産工作」――農業統計調査の試みとその挫折」『アジア研究』53-4、2007、pp. 74-90。
山本真「農村社会からみた土地改革」『シリーズ 20 世紀中国史 3　グローバル化と中国』東京大学出版会、2009、pp. 167-186。
山本真「1950 年代初頭、福建省における農村変革と地域社会――国家権力の浸透過程と宗族の変容――」奥村哲編『変革期の基層社会――総力戦と中国・日本――』第 5 章、創土社、2013、pp. 141-180。
李成瑞著、川村嘉夫訳『現代中国の農業税制度』アジア経済研究所、1968。
〈中文〉
黄栄華「国家――農民関係的新建構　以建国初期中南区的査田定産為中心」『中国農史』2005-3、2005。
黄栄華「査田定産与国家権力向郷村社会的滲透」『湘潭師範学院学報（社会科学版）』27-3、2005。
黄栄華『革命与郷村――農村地権研究：1949～1983、以湖北省新洲県為個案』上海、上海社会科学院出版社、2006。
劉定禹「1951-1953 年広東省査田定産的歴史考察」『福建党史月刊』2010-8、2010、pp. 18-20。

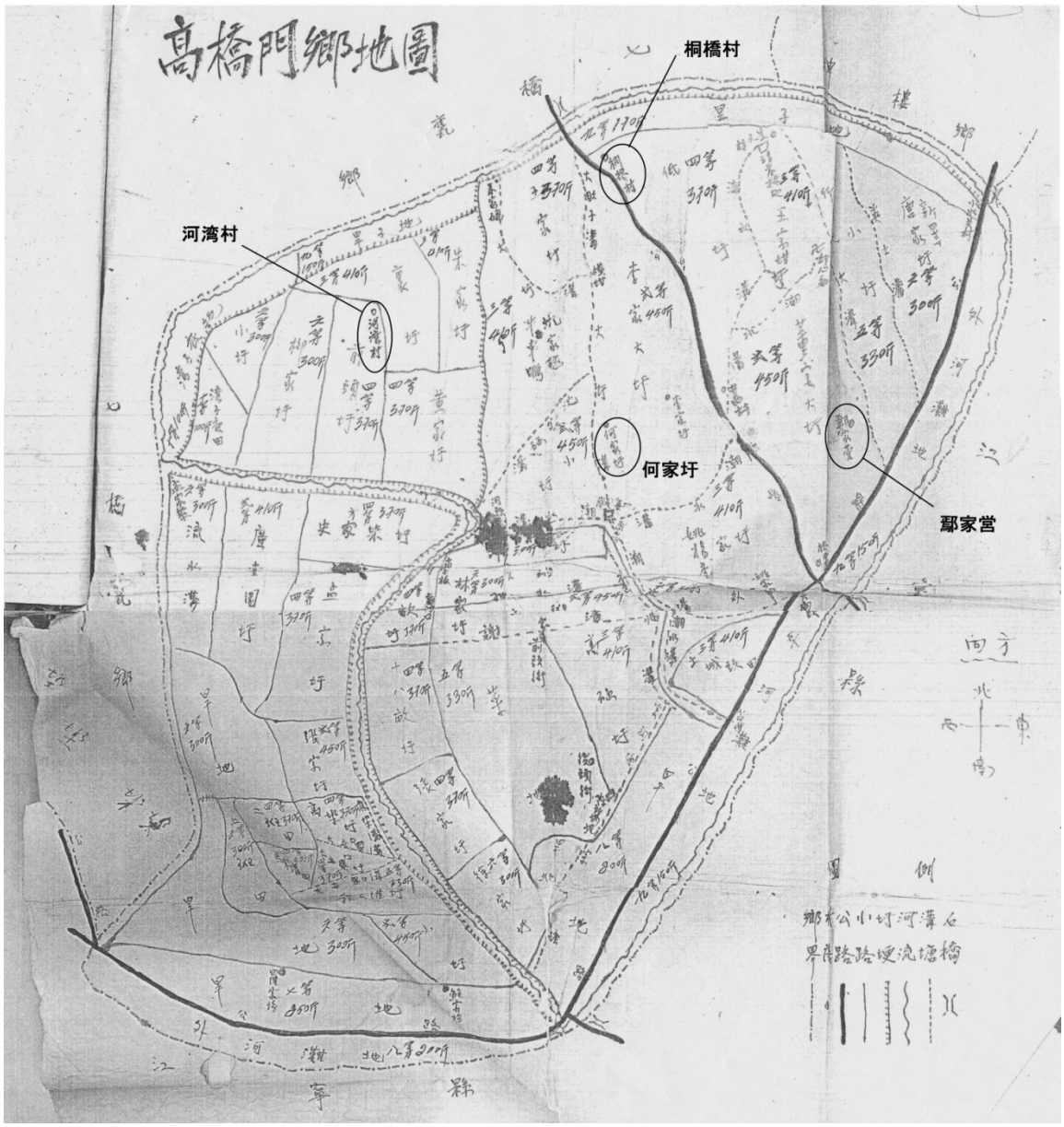

【図 1】高橋門鄉地図

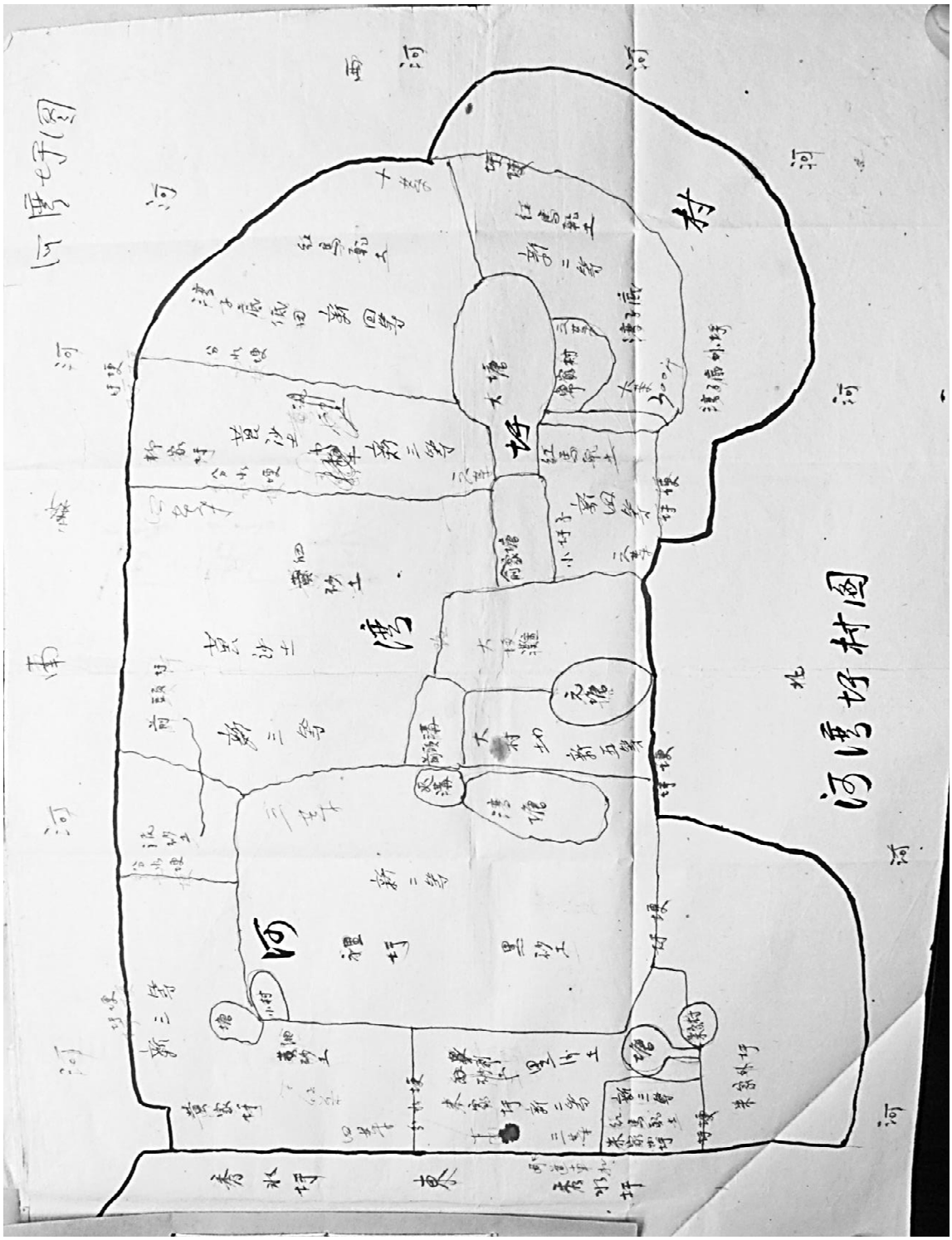

【図 2】河湾圩図

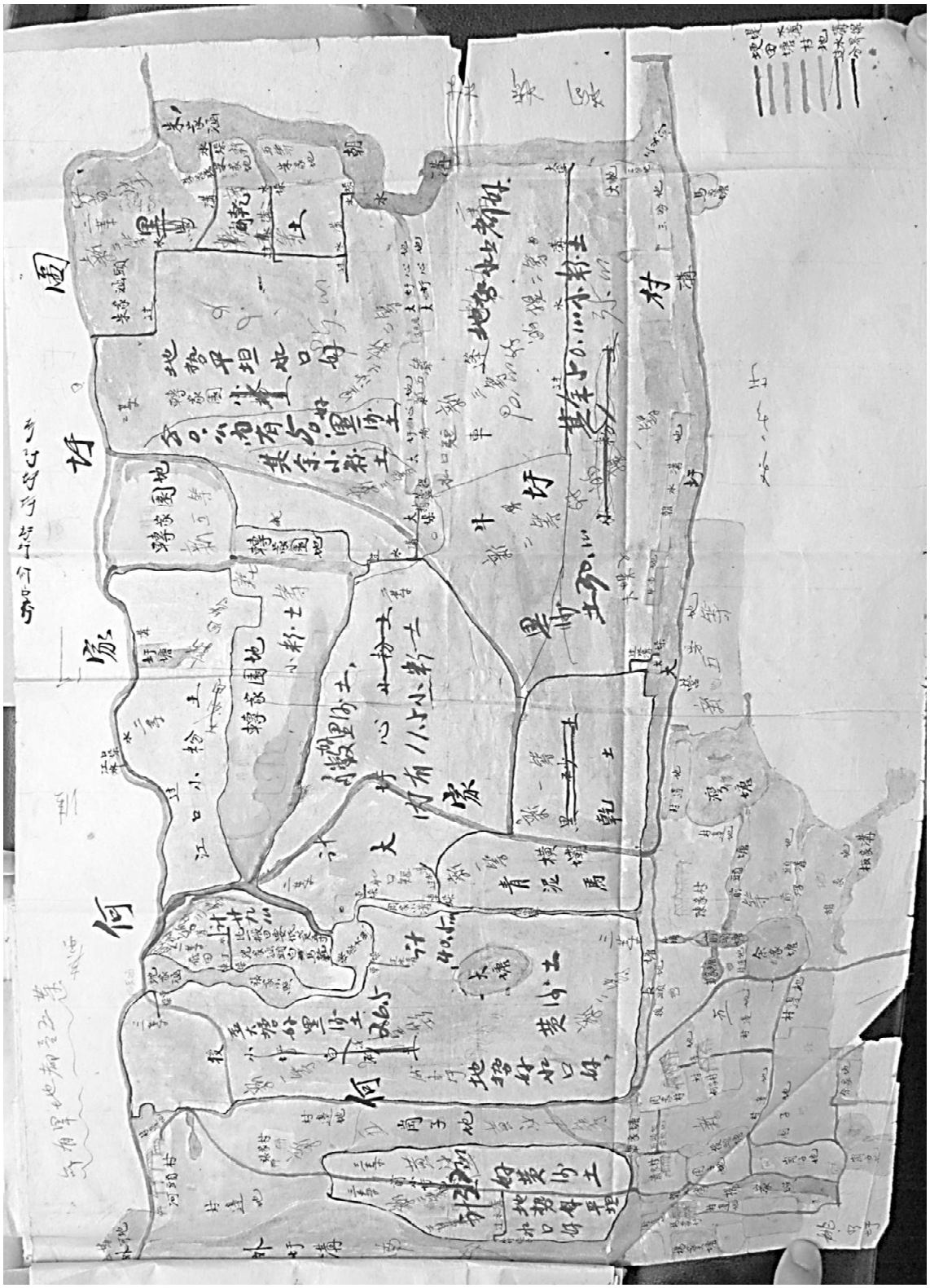

【図 3】何家圩図

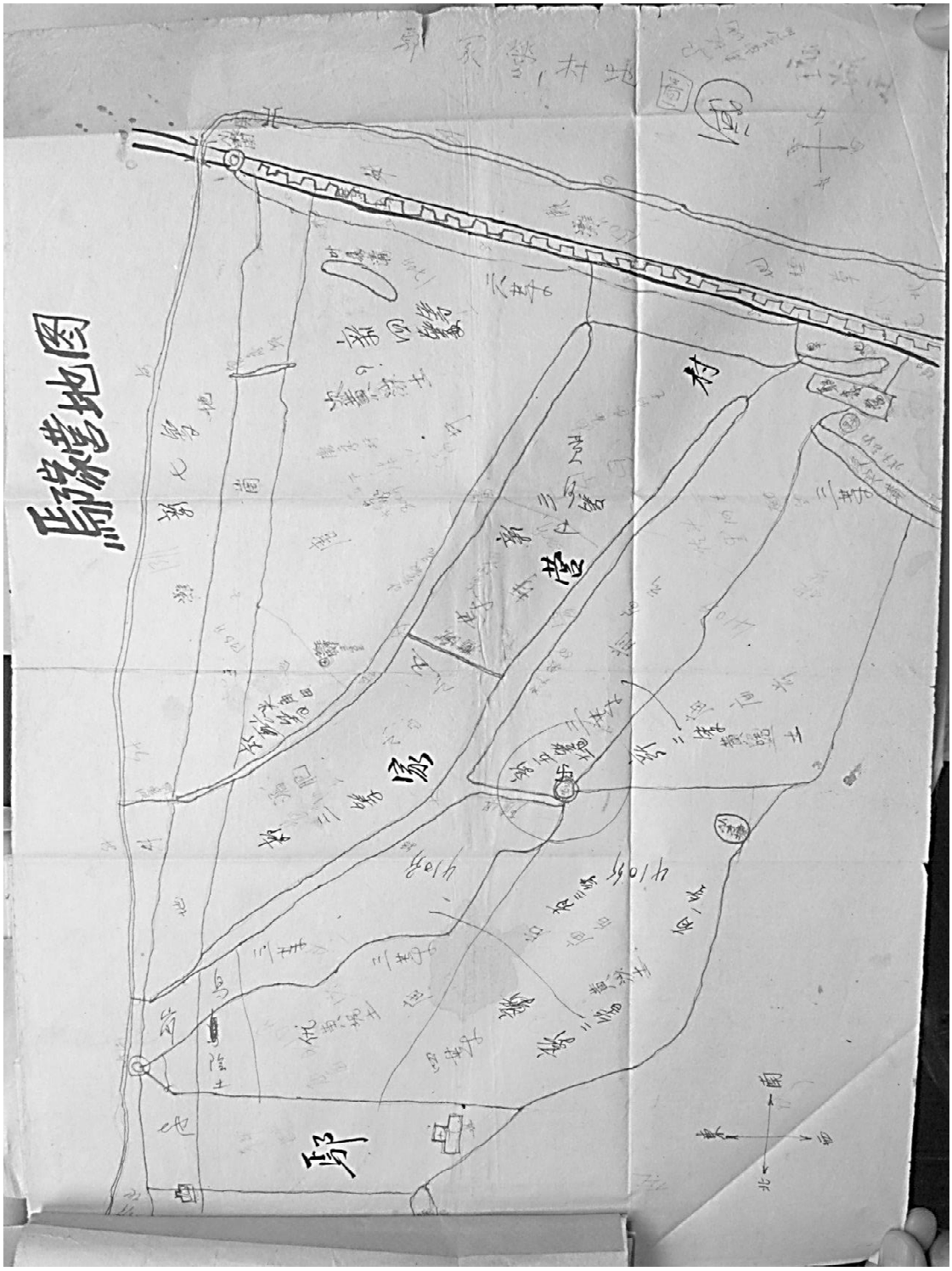

【図 4】鄢家営図

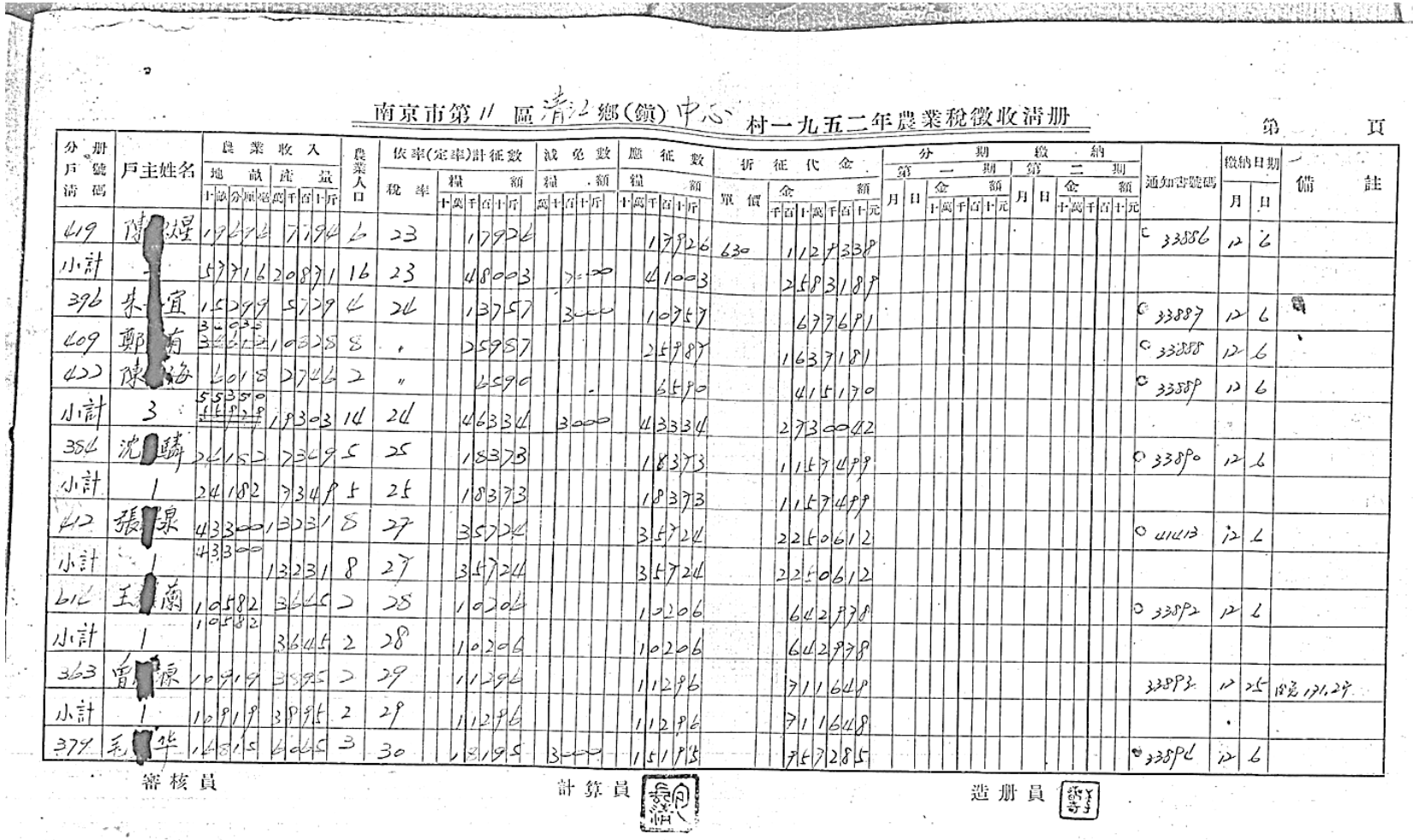

42

南京市第11區清江鄉(鎮)中心村一九五二年農業稅徵收清冊　　第　頁

分冊戶號清碼	戶主姓名	農業收入 地畝	農業收入 產量	農業人口	依率(定率)計征數 稅率	依率(定率)計征數 糧額	減免數 糧額	應征數 糧額	折征代金 單價	折征代金 金額	分期繳納 第一期 月	分期繳納 第一期 日	分期繳納 第一期 金額	分期繳納 第二期 月	分期繳納 第二期 日	分期繳納 第二期 金額	通知書號碼	繳納日期 月	繳納日期 日	備註
419	陳[illegible]煜	19696	7794	6	23	17926		17926	630	1129338							○33886	12	6	
小計	[illegible]	57716	20871	16	23	48003	7000	41003		2583189										
396	朱[illegible]宜	15299	5729	4	24	13757	3000	10757		677691							○33887	12	6	
409	鄭[illegible]有	34033 ~~34612~~	10828	8	〃	25987		25987		1637181							○33888	12	6	
422	陳[illegible]海	6018	2746	2	〃	6590		6590		415170							○33889	12	6	
小計	3	55350 ~~55929~~	19303	14	24	46334	3000	43334		2730042										
384	沈[illegible]麟	24182	7349	5	25	18373		18373		1157499							○33890	12	6	
小計	1	24182	7349	5	25	18373		18373		1157499										
412	張[illegible]泉	43300	13231	8	27	35724		35724		2250612							○41413	12	6	
小計	1	43300	13231	8	27	35724		35724		2250612										
614	王[illegible]蘭	10582	3645	2	28	10206		10206		642978							○33892	12	6	
小計	1	10582	3645	2	28	10206		10206		642978										
363	曾[illegible]源	10919	3895	2	29	11296		11296		711648							33893	12	25	18兌171.27
小計	1	10919	3895	2	29	11296		11296		711648										
379	毛[illegible]华	16815	6065	3	30	18195	3000	15195		957285							○33894	12	6	

審核員　　計算員　　造冊員

【表 1】南京市第 11 区清江鄉中心村 1952 年農業稅徵收清冊